

週休2日制確保工事試行要領

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取り組みとして、神奈川県企業庁が発注する工事の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

週休2日制工事の発注方式は次のとおりとする。

(1) 現場閉所による週休2日制工事

工事現場で現場閉所日^{*}を設ける「現場閉所」による週休2日に取り組む工事

※ 営繕工事（「建築工事」「電気設備工事（営繕）」「機械設備工事（営繕）」）（以下、「営繕工事」という）においては、「現場閉所日又は現場休息日（以下、「現場閉所日等」という）」と読み替える。

(2) 交替制による週休2日制工事

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する「交替制」による週休2日に取り組む工事

ただし、営繕工事においては「交替制による週休2日制工事」は適用しない。

3 週休2日制工事实施の選択

受注者は、契約後、週休2日制工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、実施の同意・不同意について、「週休2日制確保工事实施同意（不同意）届」（別紙1）により、施工計画書とあわせて発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、経費補正の実施及び工事成績評定への反映は行わないものとする。

4 現場閉所による週休2日制工事

4-1 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、営繕工事については現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日の日数の割合（以下「現場閉所率*」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。なお、営繕工事における現場閉所率の算出においては、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

※営繕工事においては「現場閉所率」を「現場閉所（現場休息）率」と読み替える。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めることができるものとする。

(9) 現場休息日 ※本項目は、営繕工事のみに適用する

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(8)と同様とする。

4-2 週休2日の達成基準

(1) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、4週8休以上の水準の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

(水道・土木工事)

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（月曜日から日曜日までの7日間を基本とする）において、土曜日及び日曜日に現場閉所されたことをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

(営繕工事)

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（土曜日から金曜日までの7日間を基本とする。）ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日等を土曜日及び日曜日としない場合においては、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

4-3 週休2日制工事の実施

(1) 週休2日制工事実施の内容

週休2日制工事の実施に同意した場合、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、週間工程表を監督員に提出する。ただし、工事日報もしくは工事週報で現場閉所実績が確認できる場合は、週間工程表の提出は省略できる。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙2）を翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前まで*に、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙3）を作成し、監督員へ提出する。

※ 営繕工事については「工事完成届提出日の30日前まで」とする。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は

除くこととする。

(8) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

5-2 週休2日の達成基準

(1) 通期の週休2日

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、夜間工事の場合は曜日を跨ぐため、作業に着手した日を作業日とし、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、休日率が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態とみなす。

5-3 週休2日制工事の実施

(1) 週休2日制工事実施の内容

週休2日制工事の実施に同意した場合、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、週間工程表を監督員に提出する。ただし、工事日報もしくは工事週報で現場閉所実績が確認できる場合は、週間工程表の提出は省略できる。

ウ 受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙4）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙4）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙5）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、工事従事者毎に交替で週休2日の確保に取り組む工事です。

交替制のため、現場は休工（閉所）しない場合があります。

発注者：神奈川県〇〇事務所

受注者：〇〇建設㈱

(2) 経費補正の実施

月単位の週休2日又は完全週休2日の達成を発注者が確認できた場合は「補足事項」(別添)により経費補正を実施し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日の達成を発注者が確認できた場合は「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、通期の達成を発注者が確認できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

6 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙2)、「現場閉所履行報告書」(別紙3)、「休日確保実績報告書」(別紙4)、「休日確保履行報告書」(別紙5)及び週間工程表等の内容に疑義が生じた場合には、発注者は受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認する。

なお、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

【附則】

この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和2年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

この要領は、令和4年7月1日以降に所属長の決裁を受けるモデル工事に適用する。

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、執行済みの令和4～5年度ゼロ県債工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、各積算基準書等*のいずれかを適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

*各積算基準書等とは、土木工事標準積算基準書(令和5年7月1日)、水道工事積算基準及び標準歩掛表(令和6年1月1日)、電気・機械工事標準積算基準書(令和5年7月1日)県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について(令和5年7月1日)

この要領は、令和7年4月1日以降に公告等を行うモデル工事に適用する。

この要領は、令和7年7月1日以降に公告等を行う週休2日制工事に適用する。

なお、各積算基準書等*のいずれかを適用しているモデル工事については、改正後の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

※各積算基準書等とは、土木工事標準積算基準書（令和6年7月1日）、水道工事積算基準及び標準歩掛表（令和6年7月1日）、電気・機械工事標準積算基準書（令和7年4月1日）、県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について（令和6年7月1日）

この要領は、令和8年4月1日以降に公告等を行う週休2日制工事に適用する。

なお、執行済みの令和7～8年度ショート債務工事、令和7年度ゼロ県債工事における週休2日制工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

ただし、営繕工事において「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について」（令和7年7月1日）を適用している週休2日制工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

週休2日制確保工事試行要領補足事項

【土木工事・水道工事】

1 現場閉所による週休2日制工事

(1) 経費の補正方法（要領4 4-3 (2) 関係）

現場閉所実績に応じて、変更設計で、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	—	1.02	1.03
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	1.01	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費の補正対象としない。

(2) 単価の補正方法

土木工事標準単価及び市場単価については、土木工事資材等単価表による。

(3) 工事成績評定への反映について（要領4 4-3 (3) 関係）

現場閉所実績に応じて工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	1点

2 交替制による週休2日制工事

(1) 経費の補正方法（要領5 5-3 (2) 関係）

休日確保実績に応じて、変更設計で、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

休日確保実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日 (全週休日率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	—	—	1.03
月単位の週休2日 (全月休日率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	—	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費の補正対象としない。

(2) 単価の補正方法

土木工事標準単価及び市場単価については、土木工事資材等単価表による。

(3) 工事成績評定への反映について（要領5 5-3 (3) 関係）

休日確保実績に応じて工事成績評定で下表の加点を行う。

休日確保実績	加点
完全週休2日	1点

【営繕工事】

1 現場閉所による週休2日制工事

(1) 経費の補正方法（要領4 4-3 (2) 関係）

現場閉所実績に応じて、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を下表の補正係数により補正する。

現場閉所（現場休息）実績	労務費 補正係数	現場管理費 補正係数
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	1.01
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—

(2) 工事費の積算方法

週休2日制工事において、現場閉所等の状況に応じて労務費を補正した複合単価、市場単価及び単位施工単価等を使用し、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(3) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に1(1)の補正係数を乗じたものを使用する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、1(1)の補正係数に基づき算出した表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)ロの表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本補足事項の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

ウ 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

(4) 工事成績評定への反映について (要領4 4-3 (3) 関係)

現場閉所実績に応じて工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	1点